

柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び山口県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づいて危険住宅の移転を行う者に対して、予算の範囲内で市が補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。
- (2) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (3) 危険住宅 がけ地の崩壊等による危険が著しい、次のアからウまでのいずれかの区域に存する既存不適格住宅、又はアからオまでのいずれかの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

ア 急傾斜地崩壊危険区域

イ 山口県建築基準条例（昭和47年山口県条例第42号）第7条に規定する擁壁を設けなければならない区域

ウ 土砂災害特別警戒区域

エ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ウに掲げる区域に指定される見込のある区域

オ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(補助の対象住宅等)

第3条 この要綱において、補助の交付対象となる住宅等は、市内に存する住宅等で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 危険住宅であること。
- (2) 危険住宅を市内の前条第3号のアからウに定める区域以外の区域に移転する事業であること。
- (3) 居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ床面積の2分の1以上の住宅であること。

(補助の対象となる事業及び補助金の額)

第4条 この要綱において、補助の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に該当する住宅等で、次の各号に掲げるものとし、別表第1に定める補助事業の内容によるものとする。

- (1) 危険住宅除却等事業
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入事業

2 補助金の額は、別表第1に定める基準によるものとする。

（補助対象者の要件）

第5条 この要綱において補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を行う住宅等の所有者とする。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付申請をすることができない。

- (1) 補助対象事業を行う住宅等の所有者が、市税を滞納している場合
- (2) 補助対象事業を行う住宅等の所有者が、柳井市暴力団排除条例（平成23年柳井市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員である場合
- (3) 補助対象事業が、山口県又は市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給等を受けている場合

（補助金交付の申請等）

第6条 第4条に掲げる事業の補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記第1号様式）及び柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書（別記第2号様式）を提出するものとし、併せて別表第2に定める書類を添付して提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業の着手）

第8条 補助金対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業内容の変更）

第9条 第7条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第10条 補助対象事業者が、交付決定後において、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業中止届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業内容等の変更の通知)

第11条 市長は、前2条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更決定通知書（別記第6号様式）により、通知するものとする。

(事業の完了報告及び補助金額の確定)

第12条 補助対象事業者は、事業完了後速やかに、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（別記第7号様式）に別表第3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、現地調査等により事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか審査し、当該補助対象事業が適正に施工されたものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 各申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、柳井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書（別記第10号様式）により補助金の返還を命ずるものとする。

(報告及び指導)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告を求め、又は事業の実施に関して必要な指導をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日限り、その効力を失う。

3 前項の規定により効力を失った年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業区分	補助事業の内容	補助金
危険住宅除却等事業	移転を行う者に対して危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）を交付する事業	1戸当たり957千円を限度額とする。
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修事業	移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）及び改修に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、その者に対して当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用（消費税及び地方消費税を除く。）を交付する事業	1戸当たり7,227千円（建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円）を限度とする。

※1,000円未満は、切り捨てる。

別表第2（第6条関係）

交付申請書に添付する書類

共通	配置図、平面図
	市税の滞納がないことを証明する書類
	住民票
	土地建物登記簿・名寄帳など土地建物の所有者が分かる書類 (所有者が死亡等の場合は、その関係が分かる書類も添付)
	2方向以上の写真
除却費等	撤去に係る費用の見積書
	動産移転に関する見積書
	仮住居に係る費用を証明できる書類
	跡地整備費等を行う場合その費用に係る見積書
移転等	金融機関等の貸付契約書等の写し (建物及び敷地それぞれの借入額が分かるもの)

別表第3（第12条関係）

共通	2方向以上の完成写真
除却費等	撤去に係る費用の請求書の写し
	仮住居に係る費用の支払いを証明できる書類の写し
移転等	金融機関等の貸付契約書等の写し (建物及び敷地それぞれの借入額が分かるもの)